

# ご案内

## 当院では看護師が特定行為を実施しています

当院では、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修を修了した看護師が医師とともに予め作成した手順書により一定の診療の補助（以下の特定行為）を実施しています。

- |                                   |                                     |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| ① 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整      | ⑮ 橈骨動脈ラインの確保                        |
| ② 侵襲的陽圧換気の設定の変更                   | ⑯ 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理 |
| ③ 非侵襲的陽圧換気の設定の変更                  | ⑰ 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整              |
| ④ 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整    | ⑱ 脱水症状に対する輸液による補正                   |
| ⑤ 人工呼吸器からの離脱                      | ⑲ 感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与              |
| ⑥ 気管カニューレの交換                      | ⑳ インスリンの投与量の調整                      |
| ⑦ 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更         | ㉑ 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整         |
| ⑧ 胸腔ドレーンの抜去                       | ㉒ 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整               |
| ⑨ 腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）  | ㉓ 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整     |
| ⑩ 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 | ㉔ 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整                  |
| ⑪ 膀胱ろうカテーテルの交換                    | ㉕ 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整          |
| ⑫ 中心静脈カテーテルの抜去                    | ㉖ 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整                  |
| ⑬ 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入            | ㉗ 抗けいれん剤の臨時的投与                      |
| ⑭ 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去     | ㉘ 抗精神病薬の臨時的投与                       |
| ⑮ 創傷に対する陰圧閉鎖療法                    | ㉙ 抗不安薬の臨時的投与                        |
| ⑯ 創部ドレーンの抜去                       |                                     |
| ⑰ 直接動脈穿刺法による採血                    |                                     |



研修を修了し、活躍する看護師を当院では、「特定看護師」と呼んでいます。  
特定看護師は、高い判断力と技能を兼ね添え、より高度な診療の補助を行える看護師です。

## 皆様のご理解・ご協力をお願いします

特定行為に関するご相談、お問合せ先  
患者相談窓口  
TEL:093-871-5421

社会医療法人共愛会

